

長崎県高等学校教職員組合等からの要望（回答）

①日 時：令和6年11月21日（木） 16:00 ~ 17:00

②場 所：行政棟7階 教育委員会室

項目	所管	回答
1 児童・生徒・青年の就修学保障に関すること		
(1) 国に対して以下のことを強く要請してください。		
1) ゆきとどいた教育を実現するために、20人学級を展望しつつ、中学・高校にも35人学級を拡大することを国への責任で早急に実現すること。	教育政策課 働きがい推進室 義務教育課 高校教育課	<p>【働きがい推進室・義務教育課】 政府施策に関する提案・要望書において、中学校への35人学級編成の拡充や特別支援学級の編成基準の引き下げなどの要望を行っている。また、全国や九州の都道府県教育委員会協議会・教育長協議会などを通して、教職員定数の更なる改善や充実などの要望を行っている。 引き続き、関係団体と連携しながら機会あるごとに国へ働きかけてまいりたい。</p> <p>【高校教育課】 高等学校の少人数学級編制については教員の増員が必要になるが、県単独での予算措置は財政的に困難である。国への要望については、今後の国の動向を注視しながら対応したい。</p>
2) 教職員が子どもたちと丁寧に対応できるための十分な時間の確保のため、給特法・定数法等を改正して、教職員の多忙な状況を解消すること。	教育政策課 働きがい推進室	<p>【教育政策課・働きがい推進室】 教職員定数については、毎年度、学校数や学級数など法律に基づいて算定する定数と併せて、特別支援教育やいじめ・不登校対策等、本県の実情を踏まえた多様な教育課題に対応するため、国へ教員の追加配置に必要な定数の確保を求めていた。また、教員の待遇改善に伴い増額となる必要な財源についても、国の責務として完全に保障するよう要望している。 教職員定数の更なる改善や充実など機会あるごとに国に対して求めており、教職員の多忙な状況を解消し、教員が児童生徒としっかりと向き合うことができるよう環境を整えてまいりたい。</p>
3) 小中学校において、子どもたちや教職員の競争と管理を強化し、教育を歪めて不要な業務を増やしている全国一斉学力テストを廃止すること。	義務教育課	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的としており、各市町及び各学校において、指導改善及び学力向上を図るために検証軸として定着していると認識している。したがって、全国学力・学習状況調査については、国に中止の要請をすることは考えていない。</p>
4) 小中学校の就学援助制度、特別支援学校の就学奨励費制度を充実させること。	教育環境整備課 義務教育課	<p>【義務教育課】 義務教育における就学援助制度の充実については、全国都道府県教育委員会連合会を通して、国に要望を行っているところである。</p> <p>【教育環境整備課】 特別支援学校における就学奨励費については、令和4年度から、オンライン学習通信費の限度額の増額、令和5年度から、中学部・高等部の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の限度額の増額等がなされている状況である。</p>
5) 高校・大学等の学費無償化と高校生・大学生等への給付型奨学金の拡充をすすめること。	教育環境整備課 学事振興課	<p>【教育環境整備課】 高等学校等就学支援金制度については、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通して、国への責任と財源において確実に授業料の無償化を進める旨、要望しているところである。 また、高校生等奨学給付金制度についても、所得制限の緩和による支給対象範囲の拡大等を要望しているところである。</p> <p>【学事振興課】 高等学校における保護者負担の公私間格差の是正のため、私立高等学校に通学する生徒の保護者等のうち、生活保護世帯や年収590万円以上720万円未満世帯を対象に県が上乗せして支援している。 この県による支援は各県の財政事情等により補助額等が異なっており、保護者負担の軽減の観点上、全国一律の措置が望ましいことから、国に対し就学支援制度の更なる拡充を要望しているところである。</p>

項目		所管	回答
(2)	県として以下の施策を検討、実現してください。		
1)	県独自の財源で小・中学校での30人以下学級を進めること。	義務教育課	県単独での予算措置は、県の厳しい財政状況により困難である。
2)	特別支援学級は7人以下とし、その複式学級は2学年以内で編成すること。当面3学年以上の場合には支援員をつけること。	義務教育課	本県は義務標準法に則って特別支援学級の編制基準を定めており、県単独予算での基準の引き下げは難しい。国に対しては、政府施策要望や全国都道府県教育長協議会等を通じて要望を行っているところであり、今後も引き続きあらゆる機会を活用しながら、働きかけていきたい。
3)	高校全日制では35人以下学級、定時制夜間部では20人以下学級を実現すること。	高校教育課	公立高等学校の学級編制については、高校標準法（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）により標準人数が定められており、現下の厳しい財政状況を踏まえると県独自での措置は困難である。
4)	教職員の未配置をなくすこと。欠員補充の臨時的任用職員を減らし正規採用を増やすこと。年度途中で産休等の取得が予定されている場合は、年度当初から加配を行うこと。	義務教育課 高校教育課	<p>【義務教育課】 本県においては、将来を見通した教員の計画的採用を行っており、意図的に臨時的任用教員を多く任用していることはない。ただし、危険学級への対応や代替教員の配置など、一定の臨時的任用教員は必要である。年度途中で産休・育休の取得が予定されている場合の対応については、令和5年度より、国の加配を活用し年度当初から配置している。</p> <p>【高校教育課】 教職員の未配置をなくすために、できる限り正規教職員を採用したいと考えているが、教員年齢構成のバランスを考え、中期的な見込みを立て、採用の平準化を図る必要があると考えている。また、新規採用については今後、児童・生徒数の減少に伴う学級減が考えられることから、人事異動上、過員を抱えるわけにはいかないため、ある一定の欠員補充職員を確保しておく必要がある。今後も一定の欠員補充職員は必要であると考えているが、できる限り減らすよう努力していきたいと考えている。</p>
5)	特別支援学校に在籍するすべての子どもたちの学びと心身の発達を保障するため、個々の状況に対応し、充実した教育活動ができるよう教職員数を拡充すること。合わせて、小中高校の特別支援教育のための教職員の加配を拡充すること。	働きがい推進室 特別支援教育課	<p>【特別支援教育課】 特別支援学校の教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により定められている。 県立高等学校では、7校に8名の通級による指導の担当教員を配置し、発達障害等のある生徒を対象に通級による指導を実施している。 さらに、高等学校10校に11名の特別支援教育支援補助員を配置して、教職員と連携した特別な教育的支援が必要な生徒の学習活動や学校生活上等の支援を行うことにより、高等学校における特別支援教育の充実に努めている。</p> <p>【働きがい推進室】 特別支援教育を含めた様々な教育課題に対応できるよう、引き続き、加配定数の確保に努めるとともに、国に対して定数改善の要望等を行ってまいりたい。</p>
6)	特別支援学校設置基準を既存校にも適用し、教室不足の解消など教育環境を改善すること。	教育環境整備課	<p>虹の原特別支援学校及び時和特別支援学校においては、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画に基づき校舎を増築し、教室不足を解消した。 今後も児童生徒数の推移等を見極めながら、教室不足解消など教育環境の改善に向けて取り組んでいきたい。</p>
7)	県が行なう悉皆の学力調査を廃止すること。	義務教育課	県学力調査は、県内児童生徒の学力の定着状況の把握、及び、本県の課題の改善状況を検証する調査として独自の問題を作成し、その結果を分析することで、各学校における教育指導の充実や改善に役立てることを目的としている。各市町及び各学校においては、指導改善及び学力向上を図るための検証軸として定着していると認識している。したがって、長崎県学力調査を廃止する考えはない。

項目		所管	回答
8)	県内すべての市町で無償給食ができるよう県が補助を行うこと。	体育保健課	<p>県内全ての公立小中学校での学校給食費を無償化した場合、多額の財政負担が必要となることから、本県の厳しい財政状況を踏まえると、困難である。</p> <p>国においては、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースでの実態調査が行われ、その結果をもとに具体的な方策を検討することとされている。</p> <p>引き続き、国の動向を注視するとともに、財源も含め、国の責任において全国一律の制度として実施されるよう、国に対して要望してまいりたい。</p>
9)	県内すべての学校で子どもたちが活動する部屋への空調設備の設置を進めること。特に災害の際の避難場所ともなる体育館には早急に空調設備を設置すること。	教育環境整備課	<p>県立学校においては令和5年度から全ての普通教室の空調設備にかかる経費を公費で負担することとした。その他の教室等については、その使用状況等を踏まえ設置をしている。</p> <p>なお、体育館については、空調設置を想定した仕様となっておらず、断熱性、気密性が低く、外部や床などの大きな改修が追加して必要なこともあります。現下の財政状況で体育館への設置は非常に困難である。</p> <p>小中学校の施設整備については、国庫補助が活用できることから、空調設備の設置について、取組を進めていただくよう各市町教育委員会に働きかけている。</p>
10)	「1人1台端末」については、次の通りとすること。		
	①学力や健康面との相関関係を科学的に分析し、その結果を公表すること。	義務教育課 教育DX推進室	<p>【義務教育課】 1人1台端末の活用と学力や健康面との相関関係については、文部科学省において、調査研究や分析がなされているところである。今後も文部科学省から出される情報については、各市町教育委員会を通じて、各学校にも情報を届けるよう努めてまいりたい。</p> <p>【教育DX推進室】 1人1台端末の使用状況については生徒・教職員対象のアンケートを毎年実施し、結果を公表している。</p>
	②使用を絶対視せず、数多くの指導法の一つに止めること。	義務教育課 教育DX推進室	<p>【義務教育課】 令和2年度文部科学省答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」にあるよう、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る上で、1人1台端末は必要なデジタル学習基盤である。その活用自体が目的ではなく、子供たちが自ら学びに応じて活用を選択することが必要だと認識している。</p> <p>【教育DX推進室】 上記のアンケート結果を踏まえて、適切な端末の使用等について提案している。</p>
	③保護者に大きな経済的負担を負わせるBYOD方式を導入しないこと。	教育環境整備課 教育DX推進室	<p>【教育環境整備課・教育DX推進室】 端末は現在すべて公費で導入しているが、今後の更新等については国の方針や他県の状況等を踏まえて検討している。</p>
	④修理費用等を保護者に負担させず、公費で全員が不具合なく使える状態にすること。	教育環境整備課 義務教育課 教育DX推進室	<p>【教育環境整備課・義務教育課・教育DX推進室】 本人の責に帰さない事由の場合、公費での修理等を実施している。</p>
11)	トイレに生理用品を備え付けること。	教育環境整備課 体育保健課	<p>【教育環境整備課・体育保健課】 生理用品のトイレへの配置については、各県立学校が実情に応じて判断することだと認識している。</p> <p>なお、経済的な理由や家庭の事情で生理用品を準備できない児童生徒が、安心して学校生活を過ごすことができるよう、生理用品を購入する予算を各県立学校に令達し、各学校の実情に合わせて基準やルールを定めてトイレ等に配置している。</p>

項目	所管	回答
12) 多様な性を踏まえて、多目的トイレの設置や男子トイレの個室化、ジェンダーフリーの制服などの教育環境の整備を進め、教職員の研修を行うこと。	教育環境整備課 義務教育課 高校教育課 児童生徒支援課	<p>【教育環境整備課】 県立学校においては、多目的トイレ等の利用などの対応が行われているが、特別な支援が必要な場合もあることから、学校等の意見も踏まえ、個別の事案に応じた施設整備に努めてまいりたい。 小中学校の施設整備については、国庫補助が活用できることから、多目的トイレ等の設置について、取組を進めていただくよう各市町教育委員会に働きかけてまいりたい。</p> <p>【義務教育課】 県教育委員会発行の人権教育啓発資料に性の多様性についての資料を掲載し、人権教育研修会で取り上げてきた。今後も、啓発資料とそれを活用した人権教育研修会を実施していく。</p> <p>【高校教育課】 長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）においても、性的少数者の人権は重要課題として学校を含めたあらゆる場における人権教育・啓発の推進が求められており、また、生徒指導提要（令和4年1月改訂版）においても、性的マイノリティに関する理解と学校における対応の重要性について記されている。今後も、性の多様性について正しい理解や認識を深めることができるように、今日の課題に即した人権教育研修を通して教職員の資質向上を図り、日常の教育活動を通じた生徒の人権意識の醸成につなげていきたい。</p> <p>【児童生徒支援課】 多様な性を踏まえ、制服については、文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月）」において、自認する性別の制服・衣服の着用が例示され、現在多くの学校において校長の権限により、スラックスの導入など見直しが進められている。</p>
13) 困り感を抱えた児童・生徒に対し生徒に早期に対応できるようにスクールカウンセラーを大幅に増やすこと。	児童生徒支援課	<p>スクールカウンセラー（SC）の配置については、工夫しながらその配置校の拡充に努めているところであり、令和6年度は、508校（小302、中163、高34、特支4）に配置したところである。また、SC未配置校からの派遣要請に対し、より柔軟・迅速に対応できるよう、派遣に要する経費を本課で一定確保している。 今後も引き続き、国に対し配置に必要な財源の確保を強く要望するなど、SCの配置充実に向け取り組んでまいりたい。</p>
14) 児童・生徒の家庭の問題に的確に対応し、福祉との関係を緊密におこなうため、有資格者のスクール・ソーシャル・ワーカーの配置を拡充すること。	児童生徒支援課	<p>スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置については、工夫しながらその配置校の拡充に努めているところであり、令和6年度は、県立学校への配置を前年度から5校増の44校としたところである。また、SSW未配置校からの派遣要請に対し、より柔軟・迅速に対応できるよう、派遣に要する経費を本課で一定確保している。 今後も引き続き、国に対し配置に必要な財源の確保を強く要望するなど、SSWの配置充実に向け取り組んでまいりたい。 また、SSW35名のうち、社会福祉士等の有資格者は31名となっている（前年度と同数）。今後も、資格の保有状況等についても勘案しながら、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な対応を行うことができる優秀な人材の確保に努めてまいりたい。</p>
15) 日本語を母語としない子どもたちとその家族への日本語教育を公的に無償で行えるようにすること。	義務教育課 高校教育課	<p>【義務教育課】 小中学校においては、日本語を母語としない児童生徒の実態に応じ、日本語指導の加配教員を配置している。また、各市町の支援の状況、成果と課題等を共有する場を設け、有効な支援の在り方について情報共有を図っていく予定である。</p> <p>【高校教育課】 令和3年度に学校教育法施行規則等が改正され、令和5年4月から高等学校において、日本語に通じない生徒のうち、当該生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、「特別の教育課程」を編成した日本語指導を実施することが可能となっている。今後、高等学校における日本語指導の充実や指導体制の整備の検討に必要な資料及び状況の把握を継続して行っていく。</p>

項目		所管	回答
2	高校生・青年の進路保障に関すること。		
1)	高校生の就職慣行「1人1社制」は継続すること。当初からの複数応募を導入しないこと。	高校教育課 学事振興課 未来人材課	<p>【高校教育課】 「新規高等学校卒業者に係る就職慣行（いわゆる「一人一社制」）については、毎年、長崎県高等学校卒業者就職問題検討会議にて検討を行うこととなっている。現在のところ制度変更の予定はなく、今後も学校の現状、要望を把握し、就職を希望する生徒の進路保障を第一に考えながら、関係機関と慎重に検討をしていきたい。</p> <p>【学事振興課】 本県においては、関係各機関との協議の上、就職を希望する多くの生徒の希望を叶えるために、応募当初は一人一社制を採用し、10月中旬以降に複数応募が可能になるような制度を採用しており、現在のところ制度変更の予定はない。</p> <p>【未来人材課】 県内求人企業にとっても人材確保の点で安定的な採用選考が可能となることに加え、高校生の県内就職促進の点からも、長崎県高等学校卒業者就職問題検討会議等の場において一人一社制及び複数応募開始時期の現状継続の働きかけを継続する。</p>
2)	キャリアサポートスタッフの全日制、定時制、特別支援学校への配置の継続、拡大及び待遇改善を行うこと。	高校教育課 学事振興課	<p>【高校教育課】 キャリアサポートスタッフについては、「高校生のためのふるさと長崎就職応援事業」において配置している。令和6年度はキャリアサポートスタッフ23名を併任含め39校に配置しており、引き続き産業労働部と連携して継続した配置に努める。また、今年度から会計年度任用職員の給与改定で勤勉手当が創設された。</p> <p>【学事振興課】 私立高校においては、県内就職推進員の配置を希望する9校すべてに補助を行い、県内就職の促進を図っている。</p>
3)	高校・大学新卒者の県内定着のためにも、教育・福祉・医療等の公務公共分野において、高校生・青年の雇用創出をはかること。また、地域における高校生・青年の雇用確保の条件整備（待遇改善、福利厚生の充実など）をはかるため、必要な財政的措置も含め、中小企業や地域の振興策を強化すること。	教育政策課 雇用労働政策課	<p>【教育政策課】 公務公共分野においては、各分野における個別計画等に基づき人材確保に努めるとともに、合同企業面談会の開催等により雇用の確保・マッチングを行っている。</p> <p>【雇用労働政策課】 職場環境の改善について「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」や、育児休業取得促進アドバイザーの派遣、魅力ある職場づくり研修会等の実施など、企業の支援を行っている。</p>
4)	本人や親の経済状況により修学が困難になっている県内の高校生・大学生・専門学校生等で、国の支援制度の対象から漏れる学生に対して、県独自の支援を行うこと。	教育環境整備課 学事振興課	<p>【教育環境整備課】 高等学校等就学支援制度では、保護者等の負傷・疾病による療養のための離職等により、やむを得ず家計急変が発生した場合にも支援を受けることができるため、同制度を活用するよう周知している。また、高等学校等就学支援金制度の適用を受けない高校生のうち、一定の条件を満たす高校生に対し、県においても授業料の減免を行う独自の支援を行っている。</p> <p>【学事振興課】 大学生及び修学支援新制度適用校に在籍する専門学校生については、家計急変が発生した場合、修学支援新制度の適用を受けることができるため、同制度を活用するよう周知している。</p>
5)	特別な支援を要する生徒の進学・就職については、自治体及び行政間で情報共有をはかり、円滑なサポート体制を整えること。	特別支援教育課	<p>特別な支援を要する生徒が進学・就職するにあたっては、関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」及び「個別の移行支援計画」を作成・活用し、進路先まで引き継ぐように努めている。</p> <p>また、高等学校においては、10校に11名の特別支援教育支援補助員を配置して、教職員と連携した特別な教育的支援が必要な生徒の学習活動や学校生活上等の支援を行うなどのサポートを行っている。</p>